

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る
電気料金の特別措置に関する供給条件
(北陸エリア以外高圧)

2024年4月1日実施

料金の特別措置に関する供給条件の内容

1 適用

- (1) この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア以外高圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、原則として、電気供給約款（北陸エリア以外）〔特別高圧・高圧〕（以下「供給約款」といいます。）および供給約款にもとづいて当社とお客さまとの間で締結する電気需給契約書（以下「電気需給契約書」といいます。）にもとづき、高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。ただし、当社と市場連動型メニューに係る電気需給契約を締結しているお客さまは除きます。
- (2) この供給条件は、2024年4月1日から2024年6月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 燃料費等調整単価の特別措置

- (1) 供給約款および電気需給契約書にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費等調整単価は、電気需給契約書によらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= \text{電気需給契約書によって算定された燃料費等調整単価} \\ &\quad - (2) \text{の特別措置の燃料費等調整単価} \end{aligned}$$

- (2) 特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年4月1日から2024年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2024年6月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	1円80銭	0円90銭

3 その他

その他の事項については、供給約款および電気需給契約書に定めるところによるものといたします。

附 則

この供給条件の実施にともない、電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア以外高圧）（2024年1月1日実施）は廃止いたします。

